

第1章 災害復旧事業の 事務手続き

第1章 災害復旧事業の事務手続き	175
1-1 基本法令	175
1-2 採択要件	175
1-3 採択の限度	182
1-4 災害復旧事業の範囲	182
1-5 適用除外	182
1-6 その他の適用除外	187
1-7 応急工事	188
1-7-1 応急仮工事の採択基準	188
1-7-2 査定における応急工事の取扱い	189
1-8 事前協議	190
1-9 緊急順位	190
1-10 失格、欠格	190
1-11 設計変更	195
1-11-1 軽微な設計変更	195
1-11-2 合併施行	195
1-11-3 廃工	196
1-12 対象外工事	196
1-13 前後施設に合わせる復旧	197
1-14 越水させない原形復旧	204
1-15 他事業計画区間内の災害	206
1-16 増破	207

第1章 災害復旧事業の事務手続き

(※本章の事務手続は平成13年1月現在のものである)

1-1 基本法令

災害復旧事業として採択される限度と範囲については、以下のような関係法規により制約されている。

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（法）
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（令）
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（規則）
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（要綱）
- ・公共土木施設災害復旧事業査定方針（方針）
- ・災害査定官申合事項（申合）

1-2 採択要件

(1) 採択要件の基本

法第2条・1及び第3条により採択には次の三条件が必要である。

- ① 異常な天然現象により生じた災害であること。
- ② 負担法上の公共土木施設で現に維持管理されていること。
- ③ 地方公共団体又はその機関が施行するもの。

(2) 公共土木施設とは

① 河川

- ・河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川。ただし、砂防法三条の二の規定によって同法が準用される天然河岸を除く。
- ・維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止、その他の施設。
- ・沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。

② 砂防施設

- ・砂防指定地内にある治水上砂防のために施設された砂防施設。
- ・砂防指定地外にある治水上砂防のため施設されたもの。
- ・砂防法第三条ノ二の規定によって同法が準用される天然の河岸。

③ 地すべり防止施設

- ・地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設。

④ 急傾斜地崩壊防止施設

- ・急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設。

⑤ 道路

- ・一般国道、都道府県道、市町村道。
- ・トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物。
- ・主務大臣が指定する道路の付属物。

⑥ 下水道

- ・公共下水道、流域下水道、都市下水路。

(3) 異常な天然現象による災害の採択範囲

① 河川災害

イ. 警戒水位以上の水位

通常計画高水位の6割程度に定められているものが多く、又、未改修部においては堤防天端までの高さの5割程度に定められている例が多い。

ロ. 河岸高の5割程度以上の水位。(警戒水位の定めのない場合)

ハ. 河床低下等のため警戒水位の定めが不適当な場合の警戒水位未満の出水。

ニ. 比較的長時間にわたる融雪出水等。

② 河川以外の施設災害

イ. 最大24時間雨量80mm以上の降雨。

ハ. 時間雨量等が特に大である場合。(時間雨量が20mm程度以上)

- ③ 最大風速(10分間平均風速の最大) 15m以上
- ④ 波浪(うねりを含む)による災害で被災程度が比較的軽妙と認められないもの
- ⑤ 地すべりによる一定のブロックが概成している地すべり防止施設の災害
「地すべりによる」とは、その災害原因が異常な天然現象のうち地すべりのみによる場合をいう。
「一定ブロックが概成している」とは、地すべり防止工事基本計画に基づき実施される一つの運動ブロックを対象とした地すべり防止工事が完了し、地すべりの停止が地下水位の観測等により確認された場合をいう。
- ⑥ 地すべりによる地すべり防止施設以外の災害
- ⑦ 地震による災害
- ⑧ 降雪、低温による災害
- ⑨ 干ばつによる災害
「干ばつ」の基準の定めは特にないが、連続干天日数(日雨量が5mm未満の日を含む)が20日未満であった場合に生じた災害は除外する。
- ⑩ 火災による災害
出火原因が個人であることが明白な場合は原則として採択しない。
- ⑪ その他落雷、噴気、降灰、地盤沈下等による災害

表-1 採択の限度にわたる法令等の構成

法第2条2, 3(事業の範囲), 法第3条(公共土木施設), 法第6条(適用除外) 関係図表

法	令	規	則	要	網	方	計	申	合
第2条2 原形復旧(原形復旧不可)					第2条2イロハ 原形の回復が可能を要 第2条2ニ 原形の回復が不可能な場合 第3条1イロ 原形に復旧することが著しく困難 第3条2イロ 著しく不適当				
第2条3 原形復旧著しく困難又は不適当					第3条2イロ 著しく不適当				
第3条 原形復旧不可					第3条1イロ 著しく困難				
第4条2 比急工事	第4条2 比急工事				第4条2イロ 比急工事				
第5条 公共土木施設 1. 河川2. 海岸3. 砂防施設5. 防すべり防土施設 6. 急傾斜地崩壊防止施設7. 運路10. 下水道	第1条 一 二 三 五 六 十 公共土木施設 河川 海岸 砂防 地すべり 急傾斜 下水道 第1条七 運路	第1条 1. 河川2. 海岸3. 砂防施設5. 防すべり防土施設 6. 急傾斜地崩壊防止施設7. 運路10. 下水道	第1条 1. 河川2. 海岸3. 砂防施設5. 防すべり防土施設 6. 急傾斜地崩壊防止施設7. 運路10. 下水道		第1条 1. 河川2. 海岸3. 砂防施設5. 防すべり防土施設 6. 急傾斜地崩壊防止施設7. 運路10. 下水道				
第6条1 一 限度額									
第6条2 二 経費削減率									
第6条3 三 維持工事									
第6条4 四 設計不備不備工事									
第6条5 五 管理業務委託									
第6条6 六 河川の埋めつく									
第6条7 七 天然河岸・橋脚									
第6条8 八 他事業工事中災害									
第6条9 九 小規模施設									
第6条10 十 50m以内は 一カ所工事									
第6条11 一 限度額									
第6条12 二 経費削減率									
第6条13 三 維持工事									
第6条14 四 設計不備不備工事									
第6条15 五 管理業務委託									
第6条16 六 河川の埋めつく									
第6条17 七 天然河岸・橋脚									
第6条18 八 他事業工事中災害									
第6条19 九 小規模施設									
第6条20 十 50m以内は 一カ所工事									
第6条21 一 限度額									
第6条22 二 経費削減率									
第6条23 三 維持工事									
第6条24 四 設計不備不備工事									
第6条25 五 管理業務委託									
第6条26 六 河川の埋めつく									
第6条27 七 天然河岸・橋脚									
第6条28 八 他事業工事中災害									
第6条29 九 小規模施設									
第6条30 十 50m以内は 一カ所工事									
第6条31 一 限度額									
第6条32 二 経費削減率									
第6条33 三 維持工事									
第6条34 四 設計不備不備工事									
第6条35 五 管理業務委託									
第6条36 六 河川の埋めつく									
第6条37 七 天然河岸・橋脚									
第6条38 八 他事業工事中災害									
第6条39 九 小規模施設									
第6条40 十 50m以内は 一カ所工事									
第6条41 一 限度額									
第6条42 二 経費削減率									
第6条43 三 維持工事									
第6条44 四 設計不備不備工事									
第6条45 五 管理業務委託									
第6条46 六 河川の埋めつく									
第6条47 七 天然河岸・橋脚									
第6条48 八 他事業工事中災害									
第6条49 九 小規模施設									
第6条50 十 50m以内は 一カ所工事									

表-2 災害復旧事業の範囲

要 綱		被害箇所 の 状 況 等	対 象 工 種	復 旧 工 法	原形復旧が不適当 であることの主旨	復旧工法の 採 択 限 度
第2・1	原形復旧	公共土木施設 の被災	全工種	◎被災前の位置に（被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する工事）	—	原形復旧
第2・2・1	原形復旧不可能（原形の判定が可能な場合）	イ 河床の変動、海岸てい線の移動、地形地盤の変動	河川、海岸、兼用道路、砂防、地すべり、急傾斜地、橋梁、下水道	◎被災前の位置に（形状寸法の変更、材質の改良、根固工、水制工、床止工、突堤工、排水工、消波工、擁壁工、法面保護工の新設）	技術的に不可能	従前の効用を回復
		ロ 地形地盤の変動	道路	◎被災前の位置に（形状寸法の変更、材質の改良、法面保護法、排水工、山留工、路側工、谷止工等の新設） ◎トンネルに巻立工をする	技術的に不可能	従前の効用を回復
		ハ 天然河岸、海岸の欠壊	河川、海岸	◎被災前の位置に（堤防、護岸、防砂突堤等の新設）	技術的に不可能	従前の効用を回復
		ニ イ、ロ、ハに類する被災状況	全工種	◎イ、ロ、ハに類する工事	技術的に不可能	従前の効用を回復
第2・2・2	原形復旧	が不可能な場合（原形の判定）	全工種	◎被災地及びその付近の残存施設などを勘案（被災後の状況に即応した工法）	技術的に不可能	従前の効用を回復
第3・1	原形復旧とみなす	イ 河床変動、海岸てい線の移動、地形地盤の変動、被災施設の除去が困難	全工種	◎位置法線の変更、形状寸法の変更、材質の改良、根固工、水制工、床止工、突堤工、消波工、擁壁工、法面保護法等の新設 ◎道路を橋梁、さん道、トンネルとする	技術的に困難	従前の効用を回復
		ロ イに類する被災状況	全工種	◎イに類する工事	技術的に困難	従前の効用を回復

(注) 全工種：河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地、道路、橋梁、下水道

要 綱	被害箇所 の 状 況 等	対 象 工 種	復 旧 工 法	原形復旧が不適当 であることの主旨	復旧工法の 採 択 限 度	
第 3 原形復旧とみならず	イ	河床の変動、 海岸てい線の 移動、地形地 盤の変動	全工種 ◎位置法線の変更、形 状寸法の変更、材質 の改良、根固工、水 制工、床止工、突堤 工、排水工、消波工、 擁壁工、法面保護工 等の新設 ◎道路を橋梁、さん道。 トンネルとする。	技術的に不適当	従前の効用を 回復	
	ロ	著しく埋そく 埋没	河川、砂防、 道路、地すべ り、急傾斜地、 橋梁、下水道	◎近傍に土砂止めえん 堤等を新設	技術的に不適当	従前の効用を 回復
	ハ	河川の水衝部、 海岸の波浪収 れん部となる	河川、海岸、 砂防、兼用道 路、地すべり、 橋梁、下水道	◎今回の洪水、高潮、 波浪等を対象の工法	技術的に不適当	従前の効用の増 (必要最小限度)
	ニ	河川の水衝部、 海岸の波浪収 れん部でなく なる	河川、海岸、 砂防、兼用道 路、地すべり、 橋梁、下水道	◎現状に合わず(程度 を落とす)	技術的に不適当	従前の効用の減 (必要最小限度)
	ホ	背後地に集落 地、主要交通 幹線路等	河川、海岸、 砂防、兼用道 路、地すべり、 急傾斜地、下 水道	◎今回の洪水、高潮、 波浪地すべり、崩壊 等を対象の工法	社会通念上で 不適当	従前の効用の増 (必要最小限度)
	ヘ	被災施設に係 る改修工事が 近く施行	全工種	◎改修工事完成までに 必要な最小限度の工 事	社会通念上で 不適当	従前の効用の減 (必要最小限度)
	ト	被災激甚(広 範囲に被災)	河川、海岸、 砂防、地すべ り、急傾斜地、 道路、下水道	◎今回の洪水、高潮、 波浪、地すべり、崩 壊等を対象の一定計 画による工事	社会通念上で 不適当	従前の効用の増 (必要最小限度)
	チ	越水、越波	河川、海岸、 砂防、道路、 下水道	◎今回の洪水、高潮、波浪 等を対象として水たたき 工、被覆工等を設ける	技術的に不適当	従前の効用の増 (必要最小限度)
	リ	治水上または 道路交通上原 形復旧不適当	木橋、一部が 木造橋の木造 部分	◎木橋、木造部分を永 久構造(これに伴い けた下工を上げる)	社会通念上で 不適当	従前の効用の増 (必要最小限度)
	ヌ	全延長被災 (流量の増大、 河床変動等)	橋梁	◎今回の洪水等を対象 として、全延長けた 下高を上げる(これ に伴う形状寸法の変 更、材質の改良)	技術的に不適当	従前の効用の増 (必要最小限度)

要 綱		被害箇所 の 状 況 等	対 象 工 種	復 旧 工 法	原形復旧が不適当 であること的主旨	復旧工法の 採 択 限 度	
第3・二	原形復旧とみなす	ル	被災施設に接 続する一連の 施設の位置、 規模、構造等 を勘案	全工種	◎接続施設の位置、規 模、構造等に合わす	社会通念上で 不適当	従前の効用の増
	原形復旧不適当	ヲ	イ〜ルに類す る被災状況	全工種	◎イ〜ルに類する工事	—	—
第9・一 (応急工事)		イ	交通に著しい 支障を及ぼす、 復旧に長期間、 適当なう回路 なし	道路、橋梁 (一般国道、主 要地方道、そ の他の都道府 県道又は市町 村道で交通上 特に重要と認 められるもの)	◎緊急に施行しなけれ ばならない仮道、仮 さん道、仮橋の工事	—	—
		ロ	民生の安定上 必要あり	道路、橋梁	◎緊急に施行しなけれ ばならない仮道、仮 さん道、仮橋の工事	—	—
		ハ	通常時の流水 又は海水が侵 入し、被災施 設、隣接の一 連の施設、被 災箇所の背後 地に甚大な被 害がある又は そのおそれ がある	河川、海岸、 兼用道路、砂 防、地すべり、 急傾斜地、下 水道	◎緊急に施行しなけれ ばならない仮締切工 事	—	—
		ニ	次期出水等 により被災施設、 隣接の一連の 施設、被災箇 所の背後地に 甚大な被害の 生じるおそれ がある	河川、海岸、 兼用道路、砂 防、地すべり、 急傾斜地、下 水道	◎緊急に施行しなけれ ばならない決壊防止 工事	—	—
		ホ	下水の排除が 著しく阻害、 下水の処理に 重大な支障	下水道	◎緊急に施行しなけれ ばならない仮排水施 設工事、仮処理施設 工事	—	—
第9・二 (応急工事)	第2節応急工事参照						
第14・一	河口の埋そく	(破堤、河岸をいつ流、 堤外排水困難のため) 人家、公共施設、農耕 地等に甚大な被害、渡 船等の通行が不能、次 期出水でこれらのおそ れが大きい	河川	埋そくに係る工事	—	従前の効用を 回復	

要 綱		被害箇所の状況等	対象工種	復 旧 工 法	原形復旧が不適当 であることの主旨	復旧工法の 採 択 限 度
第14。二	河道の埋そく	(破堤、堤防、護岸等の決壊、流水の疎通を害し) 人家、公共施設、農耕用地等に甚大な被害、次期出水でそのおそれが大きい	河川	埋そくに係る工事(ただし、砂防えん堤の埋没、砂防設備の新設を要する天然河道の埋そく(砂防法第3条の2の規定によるものを除く)に係るものを除く)	—	従前の効用を回復
第14。三	ダム貯水池の堆積	ダム貯水池の流木等が異常に堆積し) 放置すればダムの機能を著しく阻害	河川	流木等の堆積に係る工事	—	従前の効用を回復
第14。四		前各号に類する被災状況	河川	前各号に類する工事	—	従前の効用を回復
第15。一	天然河岸の決壊	(天然河岸が決壊し) 人家、公共施設等が流出、橋梁、床止工、井ぜき等の機能が喪失、隣接の堤防、護岸が損傷、河道の変化で他に被害、又はこれらのおそれが大きい	河川	決壊に係る工事	—	従前の効用を回復
第15。二	天然海岸の決壊	(天然海岸が決壊し) 人家、公共施設等が流出、隣接の堤防、護岸が損傷、天然海岸が堤防の効用を失う、又はこれらのおそれが大きい	海岸	決壊に係る工事	—	従前の効用を回復
第15。三		前各号に類する被災状況	河川、海岸	前各号に類する工事	—	従前の効用を回復
第15。2。一	2の天然の河岸 砂防法第3条の	天然河岸の埋没で第14。二に該当する場合	砂防(砂防指定地内の準用河川、普通河川)	砂防えん堤等の新設を必要とする天然河岸の埋没に係る工事	—	従前の効用を回復
第15の2。二	"	天然河岸の決壊で第15。1に該当し、その欠壊が広範囲にわたり、かつ、激甚	砂防(砂防指定地内の準用河川、普通河川)	欠壊箇所を含む区間全体にわたる一定計画による工事	—	従前の効用を回復

1-3 採択の限度

災害復旧事業の原則は原形に復旧することであるが、原形に復旧することが不可能な場合、又は原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに変わるべき必要な施設とすることを目的とするものは、災害復旧事業とみなしている。

表-1 参照

1-4 災害復旧事業の範囲

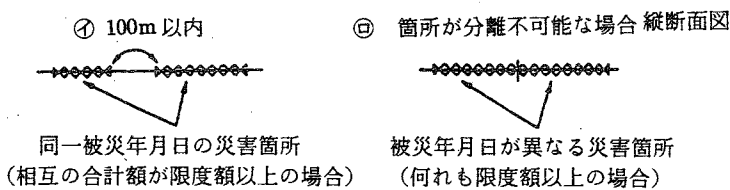
表-2 参照

1-5 適用除外

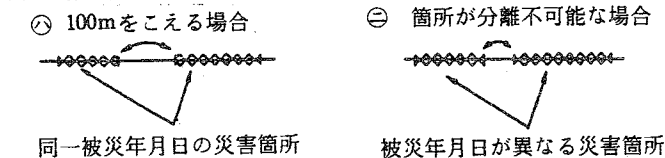
(1) 1箇所の工事の費用が都道府県に係るものにあつては120万円、市町村に係るものにあつては60万円に満たないもの。

- ① 災害復旧事業は箇所ごとに決定され、箇所は工種別（河川、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、下水道）に分類される。
- ② 一箇所工事の費用が都道府県では120万円、市町村にあつては60万円（限度額）未満の工事は「失格」として処理される。
- ③ 一の施設について災害にかかった場所が100m以内の連続している場所は、個々の箇所の合計が限度額以上となれば一箇所工事とみなすことができる。
- ④ 橋、床止、水制その他これに類する施設で一つの施設群として効用があるものについては、100mをこえる間隔で連続している場所でも、各々の箇所の合計が限度額以上となれば一箇所工事とみなすことができる。
- ⑤ 二つ以上の施設（例えば道路と河川）の工事で、これらの工事を分離することが当該施設の効用上困難又は不適當な場合は、各々の箇所の合計が限度額以上となれば一箇所工事とみなすことができる。
- ⑥ 一箇所工事として注意すべきことは、その合算される各々の箇所の所管が同一でなければならないことはもちろんのこと、各々の箇所が同一被災年月日である場合に限るもので、年災の異なる場合、又は同一年災であっても被災年月日の異なるものについては、増破の取扱をするもの以外は原則として別個の工事として取扱。

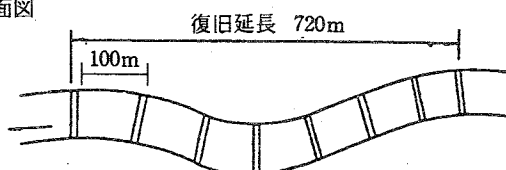
(1) 1箇所工事となるもの

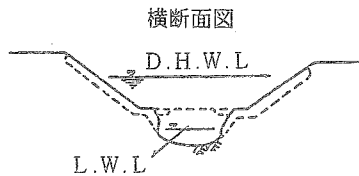
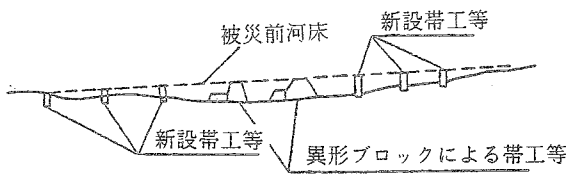


(2) 別箇所工事となるもの

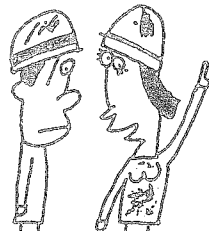
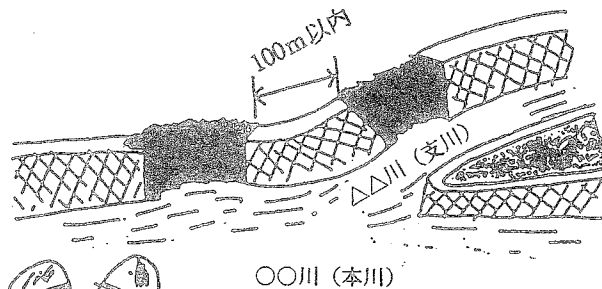


平面図





注：100mをこえる間隔で連続し被害を受けた場合で、一連の復旧効用がある場合は1ヶ所工事として申請出来る。
 (河川の縦断的な洗掘に対して、帯工等を設けて復旧効果を計る。)



河川名(路線名)が異なっても
 1箇所工事として申請できる。

- (2) 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの。
- (3) 維持工事とみるべきもの。(「のみ災」) 一要綱第十二一
 - ① トンネルの巻立コンクリートの軽微な亀裂の修繕のみの工事。
 - ② 石積又は石張の破損を防止するためのコンクリート突込みのみの工事。
 - ③ 間詰めみの工事
 - ④ 直ちに破損するおそれが無く、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積、石張等の差狂いの修正のみの、又は欠脱の補充のみの工事
 - ⑤ 堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事
 「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行していない場合をいう。
 - ⑥ 木工沈床工のわく木の軽微な損傷の修繕のみの又はその少量の脱石の補充のみの工事。
 - ⑦ 少量の捨石の補充のみの工事
 - ⑧ 堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下に対する根固め、床止め又は突堤にのみにかかる工事。
 - ⑨ 橋梁又はトンネルの照明設備のみにかかる工事
 - ⑩ 地すべり防止施設等の安定に影響しない程度の盛土の流失の補充のみの工事。
 - ⑪ 待受け式擁壁に堆積した崩壊土砂で堆砂容量に満たないものの排除のみの工事
 - ⑫ 下水道の排水施設の埋そくで、埋そく土砂の断面積が管きょ等の断面積の3割に満たない

ものの排除のみの工事

- ⑬ その他前各号に掲げるものに類する工事。
- (4) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害にかかるもの。
- ① 工事竣工後1箇年以内に被災した施設（いわゆる「未満災」）に係る災害復旧については、その原因をよく調査検討のうえ採否を検討すること。
- (5) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- ① さく工、わく工、木工沈床、木橋等の甚だしい腐朽によりこれらの施設に生じた災害。
- ② 水門、樋門等河川に設けられた施設の操作その他の管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害。
- ③ 堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害。
- ④ その他前各号に掲げるものに類する災害。
- ⑤ 災害復旧事業として採択した後廃工された箇所が再申請されている場合には、新たな被災の事実を確認のうえ採否を決定すること。
- ⑥ 前災が「限度額未満の災害」に該当するものとして失格となり、又は、「異常な天然現象によらない」若しくは「維持工事である」という理由により失格となった箇所で、当該箇所に係る災害復旧工事の未着手のものについて新たな災害が生じた場合は、次の1)または2)に掲げる場合を除き採択しないものとする。
- イ. 失格又は失格となった後、復旧するために必要な手続きをとる時間的余裕がない場合。
- ロ. 復旧していたとしても被災していたであろうと明らかに認められる程度の大災害が発生した場合。
- (6) 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの（ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
- ・「維持上又は公益上特に必要と認められる場合」とは
- ① 河口が埋そくしたため、破堤した場合、洪水が河岸を溢流し、若しくは堤外への排水が著しく困難となり、人家、公共施設、農耕地等に甚大な被害を与えた場合、渡船等の通行が不能となった場合又は次期出水でこれらのおそれが大きい場合における当該埋そくに係る災害復旧事業。
- ② 河道が著しく埋そくしたため、破堤した場合、堤防、護岸等が欠損した場合、流水の疎通を害し、人家、公共施設、農耕地等に甚大な被害を与えた場合又は次期出水でこれらのおそれが大きい場合における当該埋そくに係る災害復旧事業。但し、砂防堰堤の埋そくに係るもの及び砂防設備の新設を要する天然の河道の埋そくに係るものを除く。
- イ. 「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の3割程度以上の埋そくの場合をいい、この場合において掘さくする土量は、自然流下等による流失量を考慮して災害による堆積量の7割を基準に決定する。

ただし、実施設計においては、再測量に基づきその全量を計上する。

掘削土量は、次の式

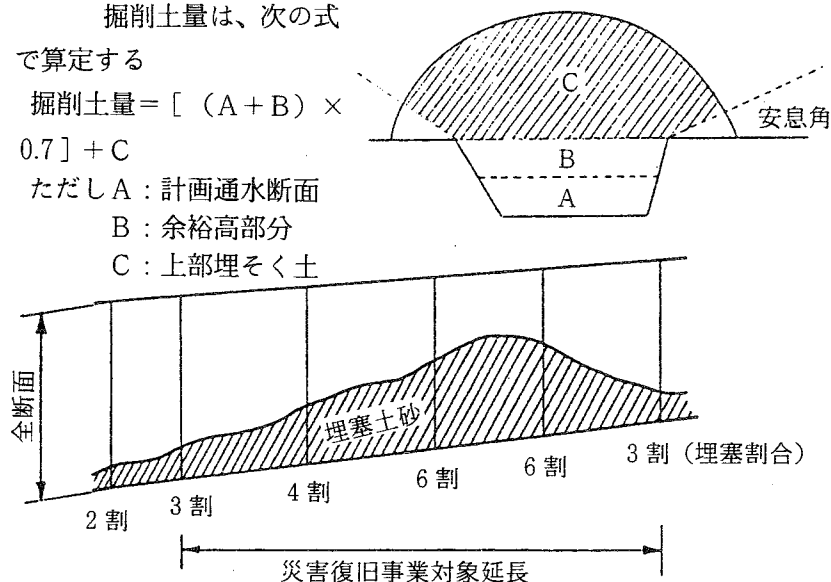
で算定する

$$\text{掘削土量} = [(A + B) \times 0.7] + C$$

ただしA：計画通水断面

B：余裕高部分

C：上部埋そく土



ロ、河道が著しく埋そくした場合において、当該埋そく土砂の一部を盛土として利用するときにおける掘さく土量は、埋そく土量の7割を基準として算定した土量から利用土を差し引いたものとする。

ただし、一定計画に基づいて復旧する場合の掘さくについては、原則として自然流下量を見込まないものとする。

- ③ ダム貯水池に流木等が異常に堆積したため、これを放置することによりダムの機能を著しく阻害するものとなる場合における当該流木等の堆積に係る災害復旧事業。
- ④ その他前各号に掲げるものに類する災害復旧事業
- (7) 天然の河岸及び海岸の決壊に係るもの（ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く）

。「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは

イ、天然河岸が決壊したため、人家、公共施設等が流出した場合、橋梁、床止工、井せき等の機能が喪失した場合、隣接の堤防若しくは護岸が損傷した場合、河道が著しく変化して他に被害を及ぼした場合又はこれらのおそれが大きい場合における当該決壊に係る災害復旧事業。

ロ、その他前号に掲げるものに類する災害復旧事業。

災害復旧事業は公共土木施設の復旧を対象としているので、施設のないものは原則として対象とならないものであるが、維持上又は公益上特に必要と認められる場合に限り、天然河岸の決壊に係る災害復旧事業は国庫負担の対象となり得る。

- (8) 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの。

。「工事の施行中に生じた災害」とは

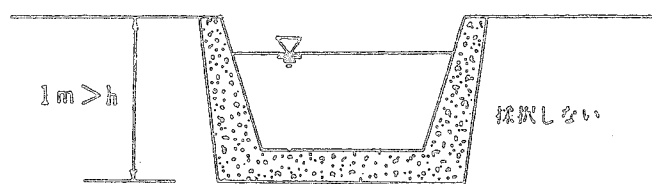
工事請負契約書に記載された着工日から竣工検査の完了の日までの間に生じた災害を言う。

イ、災害復旧事業の工事施行中に生じた手戻り工事については、発注者、施工業者の責に帰すようなものでない限り、この手戻り工事は災害復旧事業として措置されるが、災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害による手戻り工事は、当該工事が竣工して効用を発揮するまでは他の事業の手戻り工事として措置し、災害復旧事業の肩替わり工事とはしない。

- (9) 直高1m未満の小堤、幅員2m未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの。

① 「直高1m未満の小堤」とは、河岸から天端までの高さ及び堤内地の地盤から天端までの高さがいずれも1m未満のものをいう。

なお、「直高1m未満の小堤」の直高については、被災箇所の局部的直高の他、その前後の直高をも考慮すること。また、竅堤防のものにあつては、河床から背後地の地盤までの高さ（床張りのものについては当該床張りの厚さを含む。）が1m未満のものは採択されない。



〈参考〉 (直高1メートル未満の小堤)

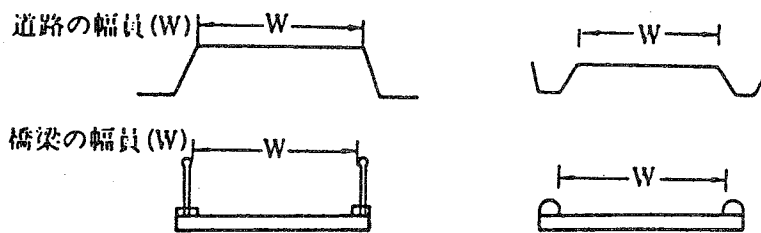
適用		適用除外	
(m) h_1	(m) h_2	(m) h_1	(m) h_2
≥ 1	≥ 1	< 1	< 1
≥ 1	< 1		
< 1	≥ 1		

② 「幅員」とは被災箇所総幅員をいい、道路にあっては路肩から路肩までの距離とし、橋梁にあっては高欄のある場合は当該高欄の内側の距離、高欄のない場合は地覆の内側の距離とする。

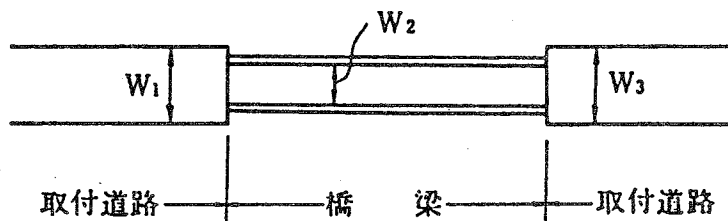
なお、被災箇所総幅員の認定にあたり、道路にあっては被災箇所総幅員が不明確な場合又は地形に特別の状況にあるため当該被災箇所前後の総幅員と異なる場合は、当該被災箇所前後の総幅員を勘案して相当と認められる距離を当該被災箇所総幅員とするともに、橋梁にあっては被災橋梁の総幅員が2m未満であっても1.5m以上ある場合は、当該橋梁の総幅員が2m以上あるものとする。

ただし、復旧幅員は現橋幅員とする。

〈参考〉 (幅員2メートル未満の道路)



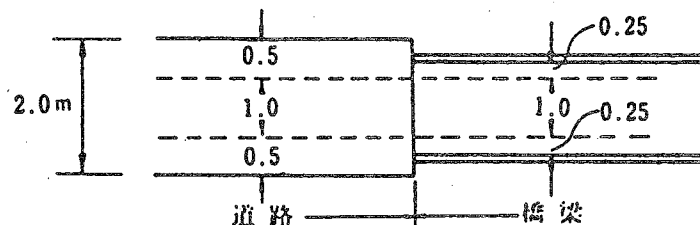
〈参考〉 幅員2m以下の橋梁の採択



(単位：m)

採択出来る			採択出来ない		
W_1	W_2	W_3	W_1	W_2	W_3
≥ 2	≥ 1.5	≥ 2	≥ 2	< 1.5	≥ 2
			< 2	≥ 1.5	< 2
			< 2	≥ 1.5	≥ 2
			≥ 2	≥ 1.5	< 2

〈参考〉 幅員1.5mの橋梁が小規模施設とならない理由



③ 「小規模な施設に係る災害復旧事業」とは

イ. けい流における直高2m未満の石垣または板さく類のみに係る災害復旧

「直高」には、石垣または板さく類の根入れの深さを含むものとする。

また「けい流」とは、通常河岸に接続して家屋、農耕地、公共施設がない山間部を流れる川幅の狭い急流河川をいう。

ロ. 道路の路面又は側溝のみに係る災害復旧事業

「道路の路面」とは、砂利道にあっては、改良済の場合は下層路盤に至らない部分をいい、上層、下層路盤の区別がない場合及び未改良道路の場合は30cm程度の深さに至らない部分をいう。また、舗装の厚さが3cm未満のアスファルト舗装道路の場合は、砂利道と同じに取り扱うものとする。

即ち、道路の路面が上流れした場合に敷砂利を補給するのは純然たる維持工事であるとするものである。

また、「側溝のみ」が被害を受けた場合は、維持上公益上影響が少ないとして、災害復旧事業の対象とはしない。

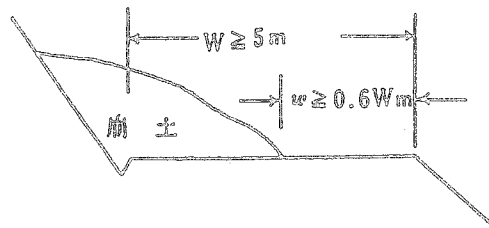
ハ. 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積に係る災害復旧事業

「車馬の交通に著しい妨げのない」とは、幅員のうち車馬の交通の可能な部分が、原則として幅員5m以上の一般国道又は主要地方道にあっては当該道路の幅員の6割以上、その他の道路にあっては3m以上あることをいい、「崩土の堆積に係る災害復旧事業」とは崩土の除却のみの事業をいう。

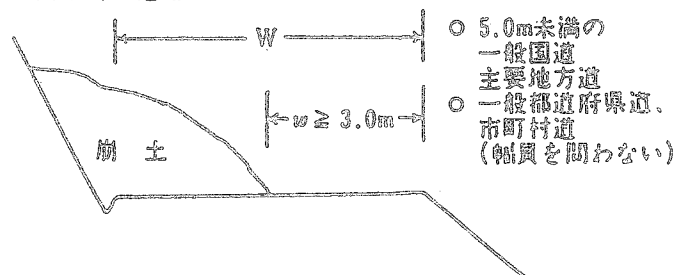
また、「路面の埋没」はこれに準じて車馬の交通に著しい妨げのある場合に限り、採択することが出来る。

<参考> (車馬の交通に著しい妨げとならない道路上の崩土の堆積)

イ) 幅員が5m以上の一般国道又は主要地方道



ロ) イ)以外の道路



1-6 その他の適用除外

(1) 応急仮工事の再度被災

応急工事完成前に被災した応急仮工事は復旧工事の一部となるものを除き、原則として認められない。

但し一定条件のもとでは採択することができる。

(2) 道路の付属物のみの被災

道路の付属物は、下記の条件を除いて当該施設のみが被災した場合は災害復旧の対象とならない。

- ① 道路上の柵又は駒止め
- ② 道路情報管理施設
- ③ 共同溝
- ④ 除雪又は砂防のための施設

但し除雪のための施設のうち、土塁（アースマウンド）のみが被災した場合は被害小として取り扱う。

(3) トンネルの照明灯のみが被災

既設の施設がトンネルとともに被災した場合は採択する。

(4) 法面処理工のみの被災

芝付工、吹付工、スロープネット、ストーンガード等法面処理工は既設の施設のみが被災した場合は採択しない。

(5) 凍上災における歩道のみに係る災害

車道の凍上破壊と同一区間にある凍上被災歩道は「負担法」の対象とするが、歩道のみに係る被災は対象としない。

1-7 応急工事

国庫負担の対象となる応急工事には、次の二つがある。

- (1) 仮道、仮さん橋、仮橋、仮締切、決壊防止、仮排水施設及び仮処理施設工事（応急仮工事）
- (2) 査定前に施行した工事のうち復旧工事の全部又は一部となる工事（応急本工事又は内応急工事）

1-7-1 応急仮工事の採択基準

- (1) 応急仮工事費を除く復旧工事費が、限度額（都道府県120万円、市町村60万円）以上であること。
- (2) 仮道、仮さん橋、仮橋工事等について
 - ① 主要地方道以上の路線、又は主要地方道以外の路線で交通上特に重要と認められるもの（自動車の交通量が一日100台以上のもの。定期バス又は定期貨物自動車路線に係るもの。学校、病院、停車場等の公共的施設に通ずるもの。）が被災して、復旧に長時間を要し、かつ、適当な迂回路（迂回距離は原則として2km程度、幅員、路面状態、交通量等を勘案の上認定する）がないため、緊急に交通を確保しなければならないもの。
 - ② 被災した道路又は橋梁が唯一の交通機関であって、民生安定上食糧、物資又は復旧資材の運搬等のため緊急に交通を確保しなければならないもの。
- (3) 仮締切工事について

河川、海岸若しくはこれらと効用を兼ねる道路、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は下水道が被災して、河川では警戒水位で流水が侵入し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はそのおそれが大きいため、緊急に施行を要するもの。
- (4) 決壊防止工事について

河川、海岸若しくはこれらと効用を兼ねる道路、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は下水道が被災して、次期出水等で被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えるおそれが大きいため、緊急に施行を要するもの。
- (5) 仮排水施設工事又は仮処理施設工事について

下水道が被災して、下水の排除又は処理に重大な支障を与えているため、緊急に施行を要するもの。
- (6) 応急工事の再度被災について

復旧工事完成前に被災した応急工事は、復旧工事の一部となるものを除き、原則として認められないが、次の各号に掲げる場合で、早急に施行しなくてはならないものに限り採択することが出来る。

 - ① 当初の応急仮工事が採択された年の災害が激甚で、かつ都道府県を単位とする一水系又は一路線の被災箇所が多数であって、重要箇所から順次復旧している等やむを得ない事由により、復旧工事の着手又は施行が遅延している場合。
 - ② 復旧工事の竣工までに長期間を要する場合。
 - ③ 原施設が被災した年と同一年に被災した場合。

負担法事務取扱要綱第九の1要約

細則	対象種目	被災箇所の状況	応急工法
イ	道路 一般国道、主要地方道、主要道 以外の都道府県道、市町村道で 交通上特に重要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 交通に著しい支障 ◦ 復旧に長期間 ◦ 適当な迂回路がない（原則2km） ◦ 緊急に施行が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 仮道 ◦ 仮さん橋 ◦ 仮橋
ロ	道路、橋梁（イ以外のもの）	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 民生の安定上必要 ◦ 緊急に施行が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 仮道 ◦ 仮さん橋 ◦ 仮橋
ハ	河川、海岸、兼用道路、砂防、 地すべり、急傾斜、下水道	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 通常の状態では流水、海水が侵入 ◦ 被災施設、それに隣接する一連の施設又は被災箇所の背後地に甚大な被害を与えている又はおそれが大きい ◦ 緊急に施行が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 仮締切工事
ニ	河川、海岸、兼用道路、砂防、 地すべり、急傾斜、下水道	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 次期出水等により被災施設、それに隣接する一連の施設又は被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるおそれが大きい ◦ 緊急に施行が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 欠陥防止工事
ホ	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 下水の処理が著しく阻害 ◦ 下水の処理に重大な支障を与える ◦ 緊急に施行が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 仮排水施設 ◦ 仮処理施設

1-7-2 査定における応急工事の取扱

- (1) 応急工事は応急工事に利用できるような工法で施行し、適当でないと認められる工法で施行したものは原則として適当な工法に変更するものとし、これによって生ずる手戻り費は認められない、なお、応急仮工事の工法は、毎年1回程度の出水等で直ちに被災するおそれのないようなものとする。
- (2) 応急仮工事は、査定時においては、竣工、未竣工にかかわらず、すべて未着手工事として取り扱い、承認単価で積算する。又応急仮工事については「内仮工事……千円」として内書すること。
- (3) 応急仮工事のうち復旧工事に転用できるものは、復旧工事費にこの除却及び小運搬等の費用を計上し、転用しない材料、施設等の取除費等は計上しない。ただし、本工事の施行に障害となるもの及びリース橋については除却費を計上して差支えない。
- (4) 応急仮工事以外の応急工事に使用した材料で復旧工事に使用するものに要した費用に係る査定設計については、当分の間、次のように取り扱う。なお、この取り扱いは本工事に使用するものとして購入した材料を本工事の施行に先立って、一次応急工事に流用するものであるとの考え方によるものである。
 - ① 応急工事は、竣工、未竣工にかかわらずすべて未着手として取り扱い、査定設計は、応急工事の材料を考慮せず本工事に必要な全量の材料を計上する。
 - ② 応急工事の除却及び小運搬等の費用はいずれも計上しない。
- (5) 国庫補助金で購入した水防用資材を応急工事に使用した場合は、その資材の購入に要した費用は災害復旧事業の対象としない。
- (6) 木造橋で本復旧をする場合には、仮橋の工事費は木造橋の本復旧費と大差がないので、本復旧を行うこと。
- (7) 木造仮橋については査定設計において全損扱いとし、残存物件の評価はしない。
- (8) 応急仮工事のうち渡船施設に要する費用及び応急工事組立橋等を仮橋として使用した場合の費用は損料を計上すること。なお、応急組立橋は各地方整備局でも保存しているので、活用すること。

1-8 事前協議

災害査定事務の合理化と、適正かつ迅速な事業の施行を図るため「災害復旧事業にかかる事前協議の取扱いについて」及び「災害復旧事業に係る事前協議の取扱いの運用について」により事前協議の取り扱いを定めている。

(1) 事前協議の対象事業

- ① 国庫負担申請額が3億円以上となる箇所
- ② 一定災として申請する箇所
- ③ 査定前に施行する必要がある箇所で実施する工事が1.5千万円以上となる箇所
- ④ 次に掲げる施設に係るもので、国庫負担申請額が3千万円以上となるもの。
 - イ. 地すべり防止施設
 - ロ. 急傾斜地崩壊防止施設
- ⑤ 工事（他の事業によるものを含む）竣工後1年に満たないもの（未満災）。
- ⑥ 降雨又は地すべりに起因して発生した被災施設で、地すべり防止対策を主体とした復旧工法を用いるもののうち、国庫負担申請額が3千万円以上となるもの。
- ⑦ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第3・二・ホの越水させない原形復旧を適用するもの。
- ⑧ 橋梁災。但し、補強的な工事（例えば根継工、洗堀防止のための根固工、コンクリート間詰め工、クラック補修等のみの場合）及び現況1スパンで原形復旧の場合は除く。
- ⑨ その他、現地における査定業務の円滑な執行に資するため、事前に協議を行う必要があると認めるもの。

1-9 緊急順位

採択した工事箇所等については、次に掲げる緊急順位表の基準により当該工事の緊急度を表す順位を決定し、査定設計書の鏡に明記（朱書）する。なお、運用として緊急順位Dは使用しない。

表-3 参照

1-10 失格、欠格

失格（一箇所の工事の費用が都道府県にあっては120万円、市町村にあっては60万円に満たないもの）又は欠格とした場合には、査定設計書の鏡に次の表により失格又は欠格の理由の名称を明記（朱書）する。

表-4 参照

表-3

[河 川]

被 災	程 度	一級二級河川	準用河川	普通河川
破 堤	重大な被害を与えている	A	B	B
	上記以外	B	C	C
堤防決壊	放置すれば破堤して重大な被害を与えるおそれあり	B	C	C
	上記以外	C	-	-
	早急に破堤のおそれなし	D	D	D
堤防・脚・深掘れ	放置すれば破堤して重大な被害を与えるおそれあり	B	C	C
	上記以外	C	-	-
	早急に破堤のおそれなし	D	D	D
河床埋そく	識別できない程埋そく、重大な被害を与えている及び放置すればそのおそれあり	B	B	B
河口埋そく	重大な被害を与えている及び流れが著しく阻害され放置するとそのおそれあり	B	B	B
護岸、床上、水門、樋門、樋管、水制、導流堤及び、天然河岸の決壊又は破壊	重大な被害を与えている	B	B	B
	放置すればそのおそれあり	C	C	C
	放置してもそのおそれなし	D	D	D

[海 岸]

被 災	程 度	順 位
破 堤	重大な被害を与えている	A
	上記以外	B
堤防決壊	放置すれば破堤して重大な被害を与えるおそれあり	B
	破堤のおそれあり	C
	早急に破堤のおそれなし	D
堤防全面・海浜流失	重大な被害を与えている	B
	放置すればそのおそれあり	C
護岸、胸壁、水門、樋門、樋管及び天然海岸の決壊又は破壊	重大な被害を与えている	B
	放置すればそのおそれあり	C
	放置してもそのおそれなし	D
突堤のみの工事		D

[砂防設備]

被災	程度	順位
えん堤本体の破壊	下流に重大な被害を与えている又はそのおそれあり	A
	上流の既設えん堤に影響を与えるおそれあり	B
流路工が識別できない程埋没	上流又は下流に重大な影響を与えている又は与えるおそれあり	B
堤防、護岸、床止、流路工、水叩工および山腹工の埋没、決壊、又は破壊	重大な被害を与えている	B
	放置すればそのおそれあり	C
	放置してもそのおそれなし	D
天然河岸の決壊又は埋没箇所	重大な被害を与えている又は与えるおそれあり	B

[地すべり防止施設]

被災	程度	順位
破壊及び埋没	重大な被害を与えている	A
	放置すれば重大な被害を与えるおそれのあるもの	B
	放置すれば増破して重大な被害を与えるおそれのあるもの	C
	上記以外	D
決壊	放置すれば重大な被害を与えるおそれのあるもの	B
	放置すれば増破して重大な被害を与えるおそれのあるもの	C
	上記以外	D

[急傾斜地崩壊防止施設]

被災	程度	順位
擁壁工、法面保護工、排水施設、杭、柵、アンカー工、雪崩防止工又は落石防止工の決壊又は破壊	人家等に重大な被害を与え又は与えるおそれのあるもの	A
	放置すれば重大な被害を与えるおそれのあるもの	B
	放置すれば増破して重大な被害を与えるおそれのあるもの	C
	上記以外	D
その他の決壊又は破壊	人家等に重大な被害を与え又は与えるおそれのあるもの	B
	上記以外	D

[道路（橋梁を含む）]

被災	程度	国道及び 主要地方道	地方道
幅員3m以上の道路で 自動車交通不能箇所	重大な被害を与えている	A	B
	上記以外	B	B
幅員3m以上の道路で 決壊又は破壊	自動車交通著しく危険	B	C
道路の決壊又は破壊	A、B、C以外	D	D
う回路による交通著しく 困難なもの	交通不能箇所	B	B
	交通危険箇所	C	C
道路の埋没箇所	重大な被害を与えている	B	B
	放置すればそのおそれあり	C	C
	放置してもそのおそれなし	D	D
河川、護岸沿の道路の 根固、水制工の破壊	放置すれば重大な被害を与えるおそれあり	C	C
	上記以外	D	D
橋梁の根固、床止、 袖石積工の破壊	放置すれば重大な被害を与えるおそれあり	C	C
	上記以外	D	D
橋梁のちり除工のみの工事		D	D

表-4

番号	名 称	理 由
1	失 格	法第6条・1・一によるもの
2	被災の事実なし	被災の事実が全然認められないもの又は該当施設が存在しないもの
3	異常な天然現象によらない	法第2条・1に該当しないと認められるもの
4	過 年 災 害	被災の事実はあるが当年災害によらないもの
5	前 災 処 理	前災の決定金額又は剰余金で処理すべきもの
6	別 途 施 行	別途施行の工事により復旧の目的を達すると認め又は達したと認められるもの
7	重 複	既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの
8	対 象 外 施 設	法第3条に該当しない施設に係るもの
9	所 管 外 施 設	運輸省、農林水産省等他省が所管する施設に係るもの
10	被 害 少	被害僅少にして機能残存し、直ちに増破等により機能喪失のおそれがないと認められるもの
11	経 済 効 果 少	法第6条・1・二によるもの
12	維 持 工 事	” 三によるもの
13	設 計 不 備	” 四 ”
14	施 行 粗 漏	” 四 ”
15	維 持 管 理 不 良	” 五 ”
16	埋 そ く	” 六 ”
17	天 然 河 (海) 岸	” 七 ”
18	工 事 中 災 害	” 八 ”
19	小 規 模 施 設	” 九 ”

1-11 設計変更

設計変更とは、工事の設計要件の変動等に伴い設計を変更することで、合併施行もこれに含まれる。もちろん、災害復旧事業としては、その範囲を逸脱して改良的になったり、あるいは復旧効果が発揮されなくなったりしてはならない。

- (1) 設計を変更する場合には、軽微な変更の場合を除き、設計書を添付して、あらかじめ主務大臣に承認の申請をしなければならない。
- (2) 主務大臣は、申請された設計の変更が水勢若しくは地形の変動その他の事由に基づきやむを得ないと認める場合、又は当該施設に関する改良事業と併せて施行することが適当であると認める場合においては、承認をしなければならない。
「水勢若しくは地形の変動その他の事由」とは
 - イ. 水勢若しくは地形の変動
 - ロ. 違算又は誤測
 - ハ. 物価の変動
 - ニ. 増破（被災部分が当該被災前の被災施設と効用上一体をなしており、かつ、当該被災施設の復旧目的を達成するためにその復旧をする必要があると認められる場合における当該被災をいう。）
 - ホ. その他これらに類する事由

1-11-1 軽微な設計変更

軽微な変更については次のように定めている。この場合は、主務大臣の変更承認は必要ない。

- (1) 変更による工事費の増減が決定工事費（国土交通大臣の承認を受けて設計を変更している場合は当該変更設計額）の3割以内（当該工事費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円迄）で、かつ、1,000万円以下のもので次の変更の場合。
 - ① 違算又は誤測の訂正に係る変更
 - ② 事業実施年度において建設大臣の承認を受けた設計労務単価の1.2倍、設計資材単価の1.2倍又は歩掛の1.2倍以内の単価又は歩掛の変更
 - ③ 水勢又は地形の変動等の事由による工法の変更のない2割以内で、かつ、15m以内の延長の増減の変更及び法長又は断面のみの変更
 - ④ 次の変更で工事の程度に変化を生じないもの
 - イ. 杭打工事の杭の型式又は寸法の変更（橋梁、水門、こう門、樋門及び樋管並びに下水道のポンプ施設、処理施設及び建物の基礎杭並びに地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の抑止杭に係るものを除く。）
 - ロ. 根固めブロック又は法覆ブロックの形式の変更
 - ハ. 推定された岩盤が存在せず、又は脆弱であるため、岩着工法を基礎コンクリート工法とする変更又は十分な強度の岩盤が存在したため、コンクリート基礎工法を岩着工法とする変更
 - ニ. 遠心力鉄筋コンクリート管の継手構造の変更
- (2) 次に掲げる変更で工法及び工事の程度に変更のないもの
 - ① 推定岩盤線の変更による法長又は断面のみの変更
 - ② 土の変化率に係る土量の変化

1-11-2 合併施行

合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、国土交通大臣の承認に係る設計変更の手続きが必要となる。

- (1) 合併施行の工法は、技術的に妥当なものであって、かつ、十分な強度を有していることが必要である。施行延長の増大を図るあまり必要程度以下の工法として、再度災害を招くようであってはならない。
- (2) 災害復旧事業の完了年度までに合併工事が一応の効用を発揮して復旧目的を達するものでなければならない。
- (3) 災害復旧事業費優先支出の原則から、単価増以外は原則として他の事業費での処理となる。
- (4) 他の事業が近く施行されることが明らかであるとして当該他事業が竣工するまでに必要な最小限度の程度で災害復旧事業を採択した場合は、合併できない。
- (5) 2ヶ年以上にわたる合併施行の場合は、年度別実施計画協議が必要となる。

1-11-3 廃工

廃工とは、災害復旧工事を別途費で施行した場合、又はその後の状況の変化或いは廃川、廃道等の結果その施行の必要がなくなった場合に、当該災害復旧事業を廃止することをいい、広義の設計の変更といえることができる。

廃工の手続きは施行者自らの報告で足り、当該工事費は国庫負担金の対象外又は返還の対象となる。

1-12 対象外工事

対象外工事とは、工事の全部又一部が国庫負担の対象から除外されるものをいう。これには、工事を施行しないために対象外となる場合と実施した工事が国庫負担の目的に反しているため対象外となる場合の二つがあり、それぞれ当該対象外となった部分の工事費は、国庫負担金の交付の対象外又は変換の対象とすることができる。

国庫負担の目的に反しているものとは、災害復旧事業の範囲を超過して実施した工事（程度超過工事）及び災害復旧事業としての目的を達していない工事（程度低下工事）をいい、前者の場合は当該超過分の工事が、後者の場合は当該目的を達するために施行しなければならない手直し又は補強に係る工事がそれぞれ対象外工事となる。これら対象外工事は、再調査、成功認定等の際指摘されることもある。

(1) 程度超過工事

程度超過工事とは、その後の状況変化（査定等の後の水勢又は地形の変動、増破等）がないにもかかわらず、査定において決定された災害復旧事業としての機能、強度を超過して施行された工事をいう。この場合は、決定工事費の範囲内であっても、当該超過工事相当分は災害復旧事業の対象とならない。例示すれば次のようなものがある。

- ① 木橋を永久橋に改めたもの
- ② 道路又は橋を嵩上げをしたり、幅員を広くしたり、或いは橋の径間長を長くしたもの
- ③ 堤防の嵩上げをしたり、小段を追加したり、或いは天端を広げたもの
- ④ 土堤を石堤又は巻堤に改めたもの
- ⑤ 芝付工を蛇籠工に、蛇籠工を張ブロック等に改めたもの
- ⑥ ブロック空積護岸をブロック練積護岸工に改めたもの
- ⑦ 新たに根固、水制等の工事を追加したもの

(2) 程度低下工事

程度低下工事とは、程度超過工事とは反対に、その後の状況変化がないにもかかわらず、実施した工事が査定等で認められた機能、強度に至らないもので、例示すれば次の通りである。

- ① 永久橋を木橋に改めたもの
- ② 道路や橋の高さを低くし、幅員をせばめ、或いは橋の直間長を短くしたもの
- ③ 抜水橋を潜水橋に改めたもの
- ④ 橋台、橋脚又は護岸の根入れを著しく減少したもの
- ⑤ 堤防の断面を縮小したもの
- ⑥ 積石の控えの長さを短縮し、或いは裏込めの量を減じたもの
- ⑦ ブロック練石をブロック空積に改めたもの
- ⑧ 根固工又は水制工を止めたもの
- ⑨ コンクリートの配合を低下したもの
- ⑩ 堰堤の高さ又は水叩の長さを減じたもの

程度低下工事とした場合には再度災害が発生することが多いので、災害復旧工事としては認め難く、このような工事に対しては補強工事又は手直し工事を実施することによって機能、強度の回復を行うこととなるが、これらに要する費用はすべて国庫負担の対象とならない。

また、請負業者によって実施され工事に出来高不足又は粗漏があった場合においても、これらの手直し又は補強については、当然、請負業者の責任で実施すべきもので国庫負担の対象とはならない。

なお、このような工事であっても、たとえば、水勢又は地形の変動を生じた結果根固工、水

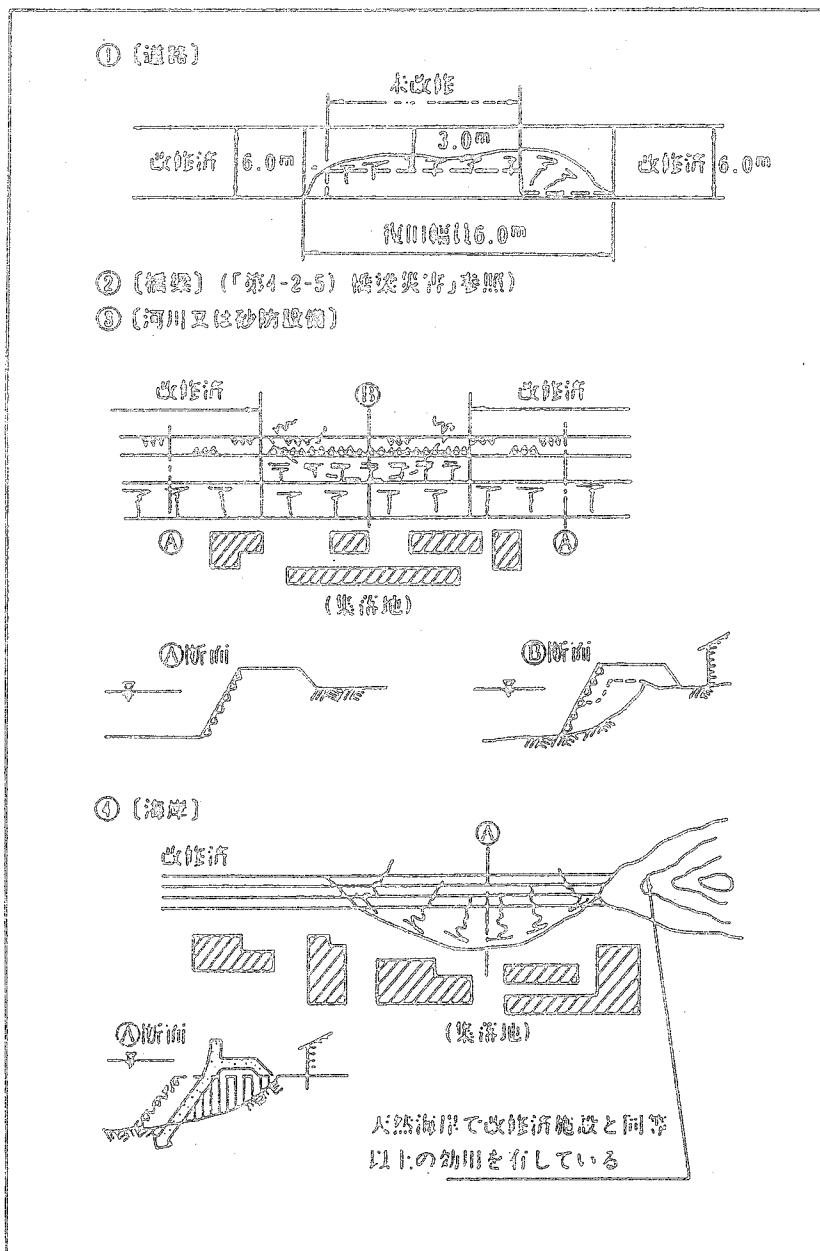
制工を取止めたもので適当と認められる場合には程度低下工事とはならない。従って、査定時に過大に採択した場合、状況変化によって査定時より程度を低下しても良い場合には設計変更が必要となり、そのまま施行して不経済な超過工事とならないようにすることが必要である。

1-13 前後施設に合わせる復旧

被災施設に接続する一連の施設の位置、規模、構造等の状況を勘案して、当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合においては、当該接続施設の位置、規模、構造等に合わせ復旧することが出来る。

(1) 当該被災施設の前後、上下流の接続施設がいずれも改修済み（天然の河岸にあっては改修済みの施設と同様以上の効用を有している場合を含む。）であり、当該改修済みの施設の位置、規模、構造等に合わせ復旧した場合に一連の施設の効用が増大される場合。

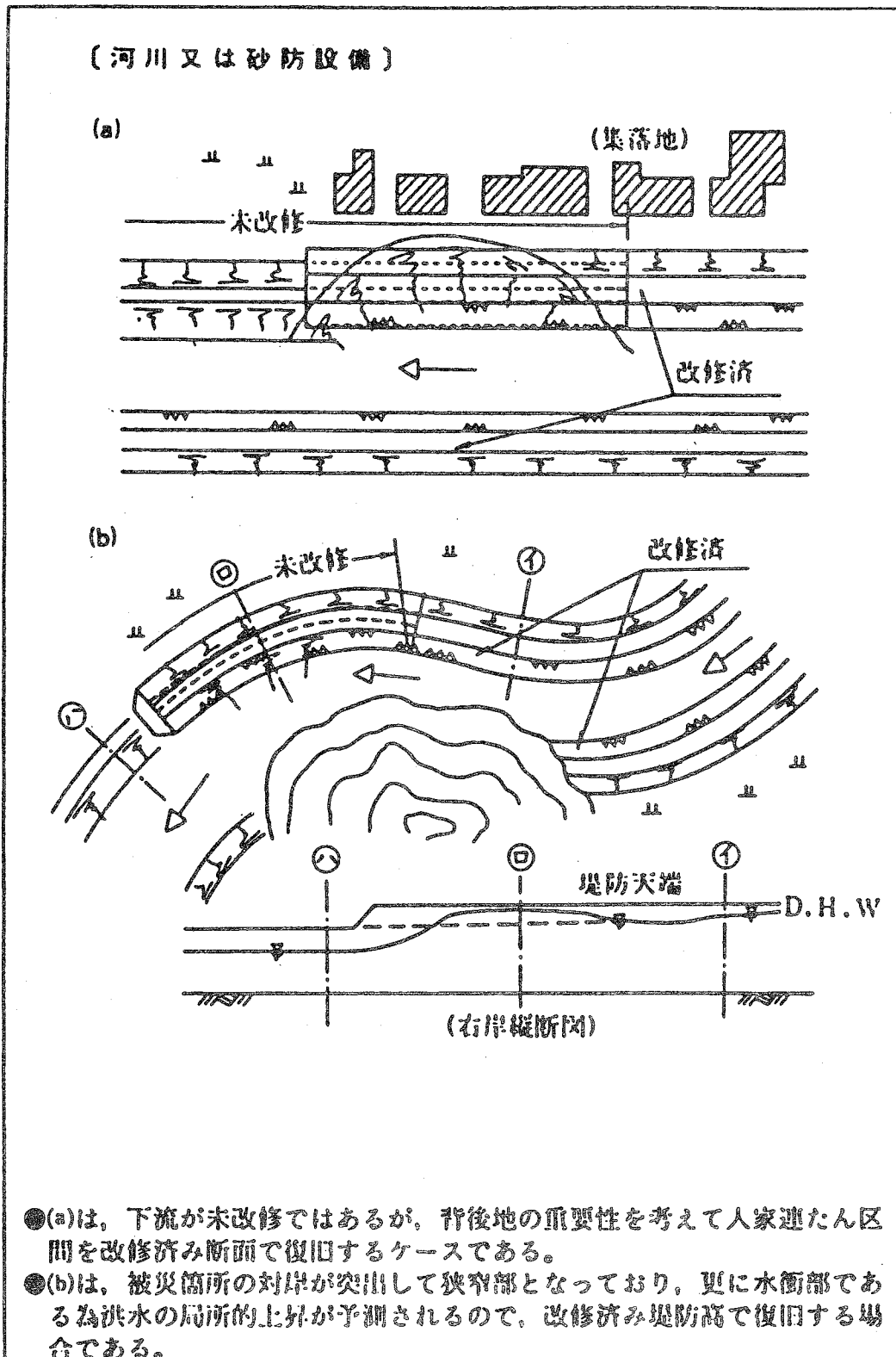
- (1) 前後・上下流がいずれも改修済みで、一連施設の効用が増大するよう復旧する場合
 (申合第1・六・(1))



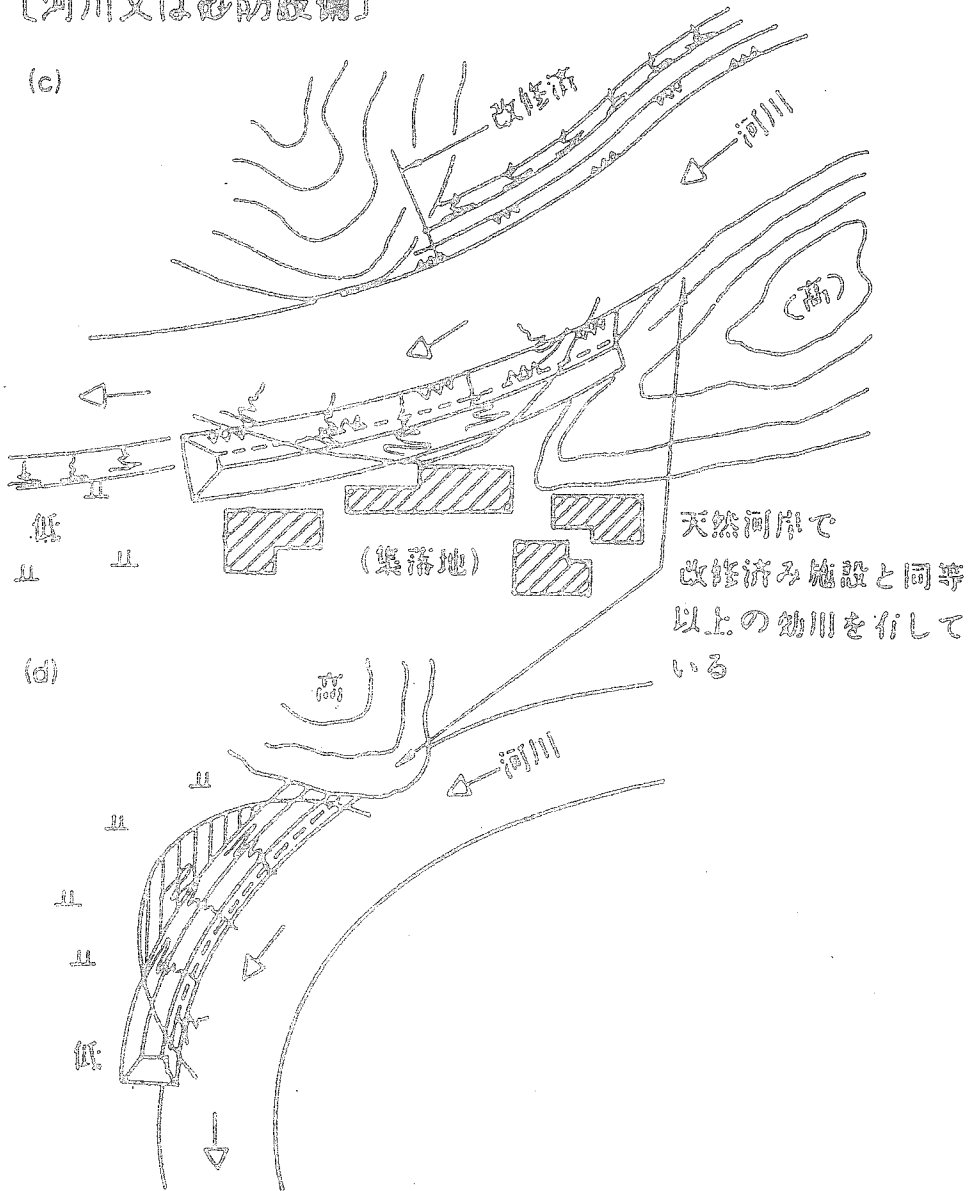
(2) 当該被災施設に接続する施設のいずれか一方の施設が改修済みであり、その施設の位置、規模、構造等に合わせて復旧した場合に一連の施設の効用が増大される場合

(2) 接続施設のいずれか一方が改修済みで一連施設の効用が増大するよう復旧する場合

(申合第1・六・(2))



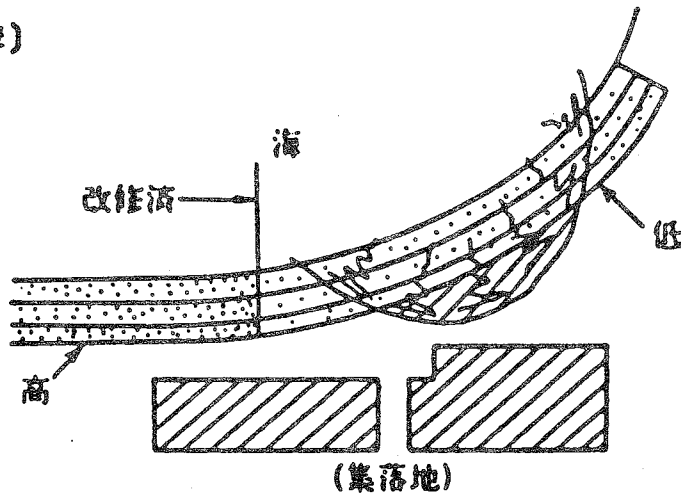
〔河川又は砂防設備〕



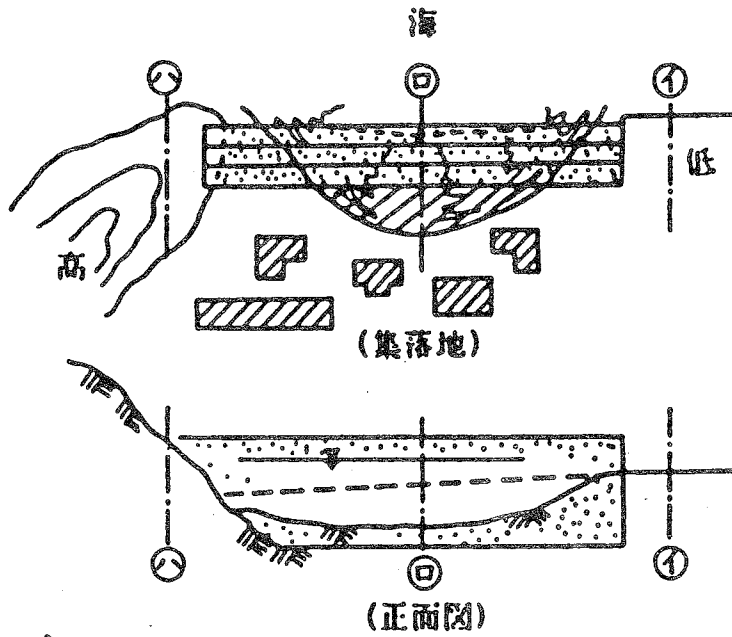
- (c)は、被災箇所の上流が山となっており、改修済み施設と同等以上の効川を有しているため改修済みと見なし、その下流部の人家連たん区域を改修済み断面で復旧するケースである。
- (d)も同様の考え方で、接続する下流水衝部を改良復旧する場合である。

(海岸)

(e)

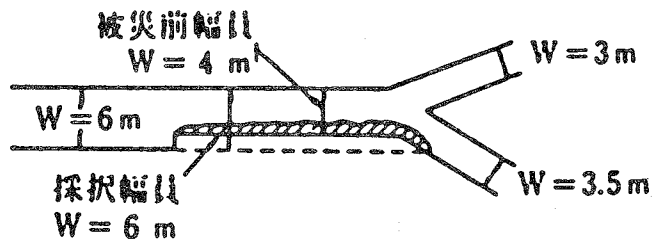


(f)



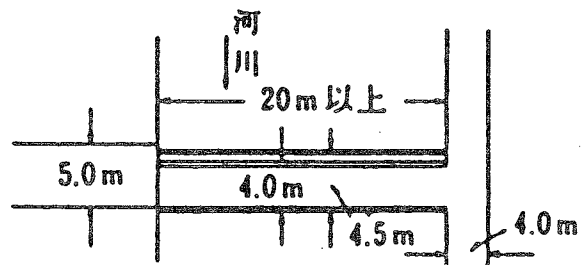
(道路)

(g)



(橋梁)

(h)



●(e)は、改修済み箇所に隣接した人家連たん地区を改修済み断面で復旧するケースで、(f)は、崖地に接続する人家連たん区域を改良復旧し保護するものである。考え方は河川の場合と同様である。

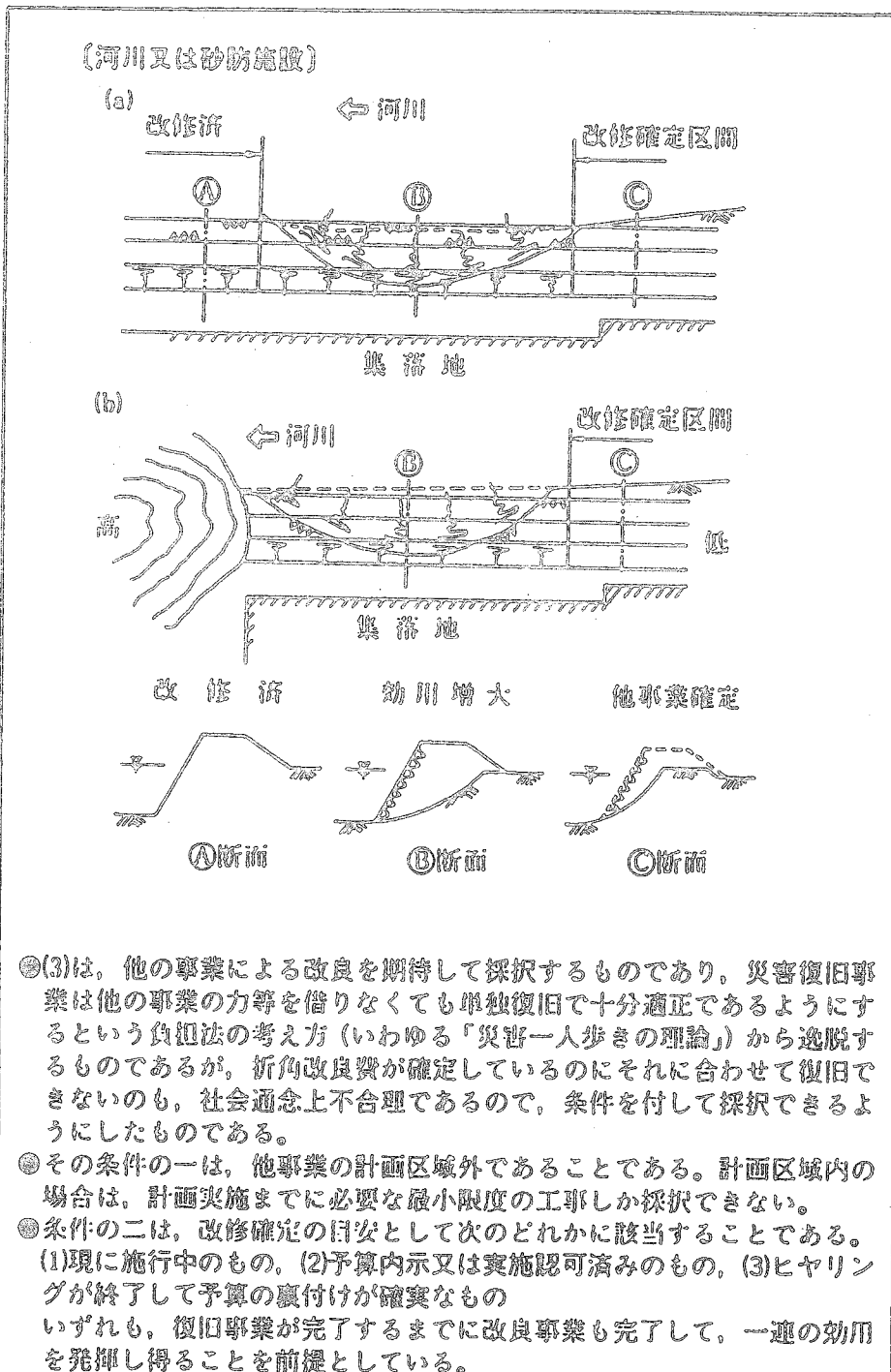
●(h)における復旧幅員については、「2-5)橋梁災害」参照。

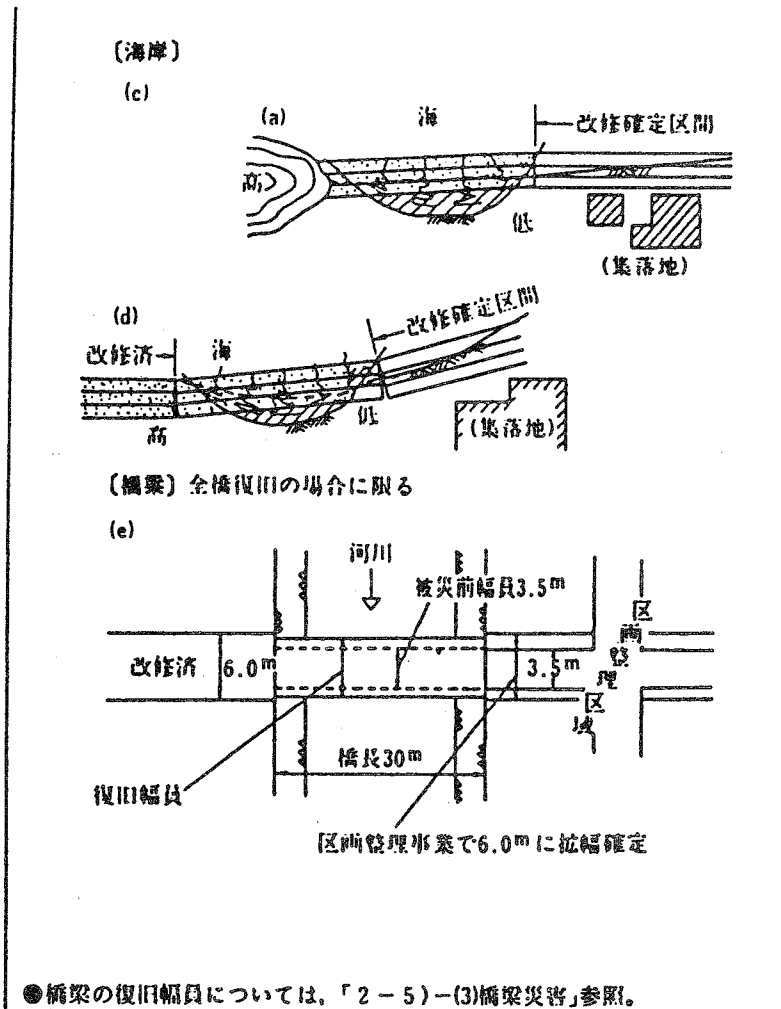
(3) 被災施設に接続する未改修の施設が改良工事等により改修されることが確定的である場合。
 (当該被災部分が他の事業の計画区域外であり、かつ、被災施設に接続する未改修の施設の改良工事等が被災部分の災害復旧事業の完了する年度までに完了することが確定している場合で、次のいずれかに該当する場合)

- ① 未改修の接続施設について改修工事を実施している場合
- ② 未改修の接続施設について改修に要する予算が確定している場合
- ③ 未改修の接続施設の改修計画が当該年度計画に入っている場合

(3) 接続施設の一方が改修済み、他方が改修確定的で一連施設の効用が増大するよう復旧する場合

(申合第1・六・(3))





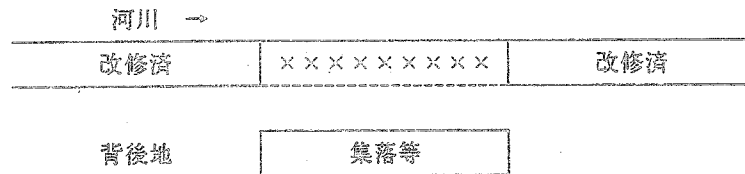
1-14 越水させない原形復旧

越水により、堤防等の施設に被害が生じた場合、被災箇所の原形復旧にあたり、上下流の河川改修計画と整合性の図れる範囲で、堤防の嵩上げ等を実施し、再度災害を防止する。

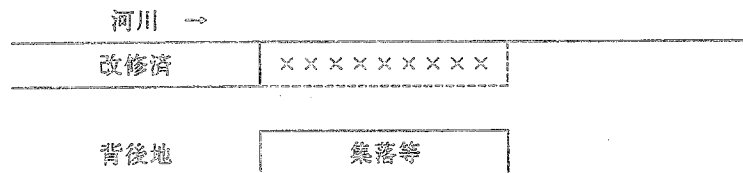
(1) 「被災箇所の上下流の改修済みの高さまでの復旧工事」について

当該接続施設の位置、規模、構造等に合わせて施工する下記復旧工事とする。

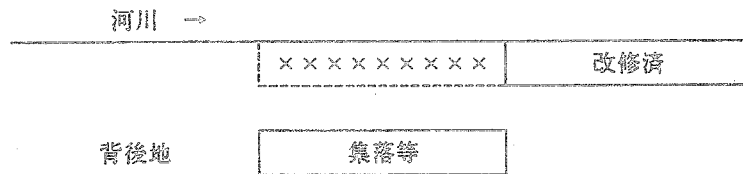
ケース① 被災箇所の上下流が改修済みの場合の復旧工事は、当該接続施設の位置、規模、構造に合わせて復旧する工事とする。



ケース② 被災箇所の上流のみ改修済みの場合の復旧工事は、当該上流部の接続施設の位置、規模、構造に合わせて復旧する工事とする。



ケース③ 被災箇所の下流のみ改修済みの場合の復旧工事は、当該下流部の接続施設の位置、規模、構造に合わせて復旧する工事とする。



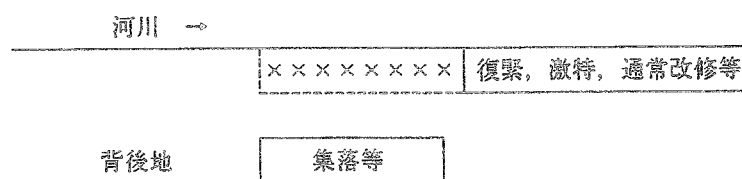
◎ 「改修済」には、「天然河岸等であって改修済の施設と同等以上の効用（十分な流下能力がある）を有している場合を含む。」ものとする。

(2) 「被災箇所の上下流に改修計画があり、その計画と整合性のとれる復旧工事」について

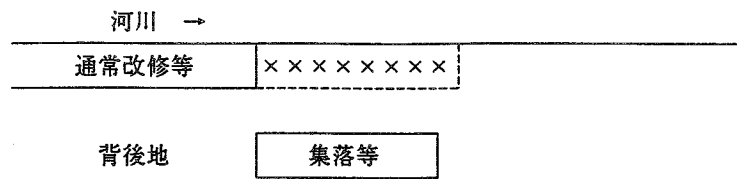
「被災箇所の上下流に改修計画があり」とは、当該被災箇所が下記に示す他の事業の計画区域外であり、かつ上下流が他の事業により改修されることが確定的である場合をいい、その計画と整合性のとれた復旧工事とする。

他の事業とは、河川災害復旧等関連緊急事業（以下「復緊」という）、激甚災害対策特別緊急事業（以下「激特」という）、河川事業及び砂防事業の通常改修及び災害関連緊急砂防事業等（以下「通常改修等」という）をいう。

ケース① 被災箇所の下流に下記改修計画があり、その計画と整合性をもって復旧する工事とする。



ケース② 被災箇所の上流に下記改修計画があり、その計画と整合性をとって復旧する工事とする。



◎復旧対象流量、復旧高の算定は下記のとおりとする。

① 復旧対象流量

当該災害を与えた洪水を対象とした降雨により流量を算出（被災流量）し、当該区域の改修計画流量と比較して、小さい方の流量とする。

② 復旧高

復旧高は、復旧対象流量が当該河川の河道内で安全に流下可能な水位に、河川管理施設等構造令に規定する堤防の余裕高を加えた高さとする。

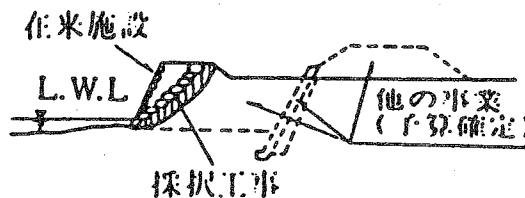
なお、流下が可能な水位の算定は、下記改修計画等の条件を考慮して、原則として不等流計算により行うものとする。

1-15 他事業計画区間の災害

被災施設に係る改修計画が近く施行されることが明らかであること等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合においては、必要最小限度の復旧を行うこととし、他の事業の計画区域内の災害について、次のように定めている。

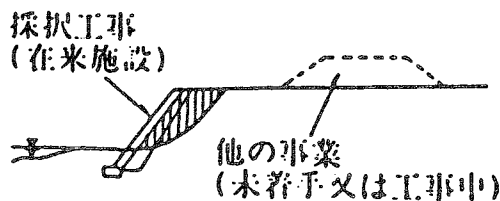
- ・在来施設が被災した場合においては、必要最小限度の工法により採択すること。
- ・他の事業により竣工し、かつ独立した機能を有する施設が被災した場合においては、当該他の事業により竣工した完成断面を対象として採択すること。

(1) 他の事業の予算が確定している場合



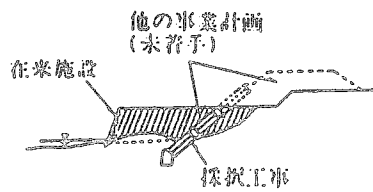
他の事業を着工するまでに必要な最小限度の工法として、蛇かご張工等で採択する。

(2) 他の事業が在来施設を利用することとなっている場合



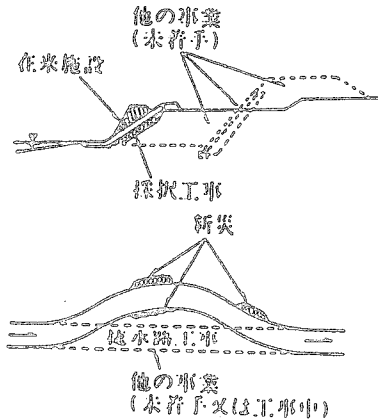
被災後の状況に対応して、従前の効用の範囲の工法で採択する。

(3) 他の事業の計画の一部に合わせて施行することが可能な場合



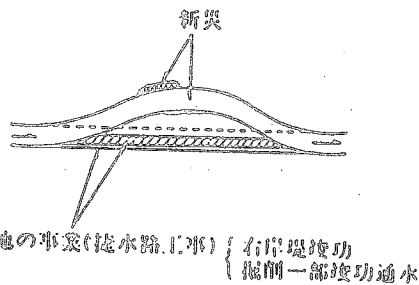
在来施設の効用の範囲において、他の事業の計画の位置、形状等に合わせて採択する。

(4) 原形に復旧した場合に、将来他の事業によってこれを撤去しなければならない場合又は利用することができなくなる場合



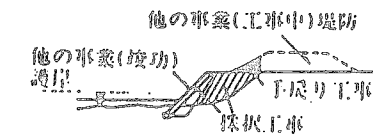
(イ) 原形復旧とすることは、他の事業の施行予定年度よりみて二重投資となるので、他の事業を施行するまでに必要な最小限度の工法で採択する。

(ロ) 新災箇所は、他の事業の施行予定年次、完成年次を勘案して、原形復旧を限度に必要な最小限度の工法で採択する。

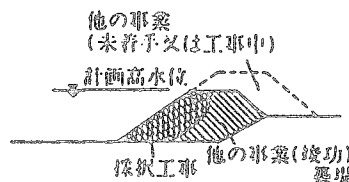


(イ) 新災箇所は、速水路が完成するまでの間施設の維持ができる必要最小限度の工法で採択する。

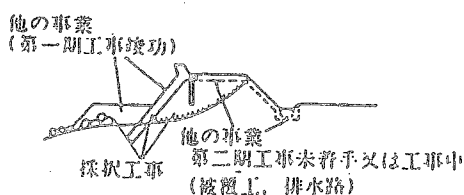
(5) 部分竣工して独立した機能のある施設が被災した場合



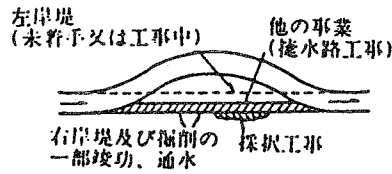
(イ) 竣工した護岸の災害復旧工事は採択する。ただし、他の事業の工事中の堤防の災害は他の事業の手戻り工事とする。



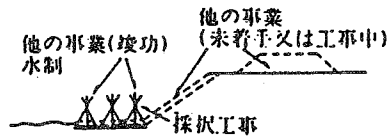
(ロ) 計画高水位以上に竣工している場合のみ、竣工した断面を対象とした災害復旧工事は採択する。



(イ) 第一期工事として竣工した堤防の災害復旧工事は採択する。



(a) 竣功した右岸堤の災害復旧工事は採択する。



(b) 竣功した水制の災害復旧工事は採択する。

1-16 増 破

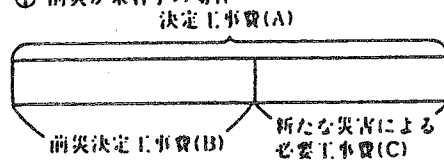
災害復旧が完了し工事費が決定された後において、復旧工事が完了しない間に同箇所が再度負担法の対象となる災害を受け、災害が拡大した場合は、前の災害の未着手又は未施行の工事は新たに生じた災害による災害復旧事業に合わせて一つの災害復旧事業として施行する。

この場合、未着手又は未施行の工事は、その発生年により次のように区分する。ただし、新たな被災部分を復旧するに要する費用が限度額未満の場合には前災処理（設計変更）となる。

- ・前の災害と新たな災害の発生年が異なる場合――内未成
- ・前の災害と新たな災害の発生年が同一の場合――内転属

〔参考〕

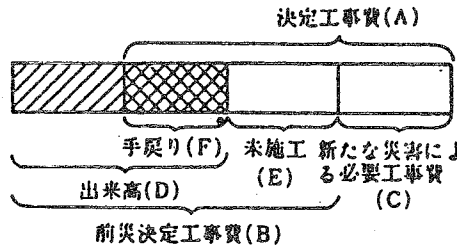
① 前災が未着手の場合



前災部分を含めて1箇所の設計を組み、これに要する工事費が決定工事費となり、前災の決定工事費が内未成額又は内転属となる。

決定工事費 $A \cdots (B+C)$
 内未成額 B
 (内転属)

② 前災が工事中の場合



新たな災害の発生した時点における前災の既施行及び着手済の出来高を打切計算して算出し、これを前災の決定工事費から控除したものが内未成額又は内転属となる。手戻り額については、新災の決定工事費に加える。

決定工事費 $A \cdots (C+E+F)$
 内未成額 $E \cdots (B-D)$
 (内転属)